



Title	相続による準共有株式の議決権行使と売渡請求：中小企業の円滑な事業承継に向けて
Author(s)	山下, 真弘
Citation	阪大法学. 2025, 75(2), p. 165-191
Version Type	VoR
URL	https://doi.org/10.18910/102509
rights	
Note	

The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

The University of Osaka

相続による準共有株式の 議決権行使と売渡請求

—中小企業の円滑な事業承継に向けて—

山下眞弘

- I 本稿の課題
- II 判例の状況
- III 準共有株式の議決権不統一行使
- IV 株式相続人に対する売渡請求
- V 財源規制と一部売渡請求
- VI 今後の課題

I 本稿の課題

家族経営的な中小同族会社の支配株主が死亡した場合に、事業承継を円滑に進める上で様々な障害が待ち受けている。たとえば、株主総会決議の瑕疵が顕在化して、これまでの総会決議の効力が争われるほか、株式相続に関する紛争も少なくない。中でも深刻なのは、家族間での経営支配権をめぐる争奪戦である⁽¹⁾。本稿では、準共有相続株式の売渡請求をめぐる諸課題について検討する。

とくに、株式相続に関する場面では、①遺言がある場合、②遺言がない場合であって、株式相続人に対して、「相続株式を会社に売渡請求することができる旨の定款の定め」のある会社が売渡請求を行う場合（会社法174条以下）、そして、①も②もなく、③株式について、遺産分割をする必要がある場合の3通りがありうる。このうち、円滑な経営権承継が期待されるのは、後継予定者に株式を相続させる旨の遺言がある①の場合のみである。遺産分割が必要となる

特別寄稿

③の場合では、遺産分割がなされるまでの間、相続株式は共同相続人間で準共有となるため（民法898条、264条）、事業承継の成否が最も不安定となり、これは是非とも回避すべき場面である。

本稿では、準共有相続株式について、「議決権不統一行使」の可否を検討し、売渡請求に関する定款規定がある場合について、株式相続人に対する「相続株式の売渡請求の方法」を中心に検討したい。なお、売渡請求に基づいて株式発行会社が株式買取を行うのは自己株式取得となり、財源規制に服する場面である。そこで、「財源規制違反の効果」に関しても検討したい。その上で、会社が財源規制違反を避ける手段として、相続人の有する「株式の一部に対する売渡請求」をすることの可否を検討する。そして最後に、今後に備え、売渡請求制度に対する実務界の反応と立法論へと検討を進めていく。⁽³⁾

なお、遺言さえあれば、事業承継に関するすべての問題を解決できるわけでもない。少数派株主による多数派の相続人たる株主を排除する（相続クーデターを承認する）会社法の解決（175条2項）によって、経営に関心のない無能な相続人でも会社に受け入れるべきか、それとも意欲のない無能な相続人を排除する解決が、被相続人の意思に反するとしても会社の利益となるのか。最適解は何であるかという評価の問題は残されている。最初に、本稿の課題に具体的に迫るために、売渡請求の方法に関する典型的な事例の紹介から始めたい。

II 判例の状況

1 基本判例

売渡請求の根拠規定たる会社法174条ないし177条に関する事案であるが、相続による株式の準共有者的一部の者に対して売渡請求することが法律上禁止されているとは解されない等として、一部の共有者に対する売渡請求を肯定するのが判例の立場である（東京地判平成24年9月10日、東京高判平成24年11月28日、最決平成25年10月10日（資料版商事法務356号30頁））。その骨子は、譲渡制限株式の発行会社Y社が、会社法175条1項に基づき、Xが相続により取得した株式について、売渡請求する旨の総会決議をしたところ、XがY社に対し

相続による準共有株式の議決権行使と売渡請求

て、同決議内容が定款に違反するとして、決議取消を求めたものであるが、下級審判決は、いずれも一部の共有者に対する売渡請求も可能とし、Xの請求を棄却し判決は確定した。

【事実と判旨】

Xは、Y社株を有していたところ、夫Aが死亡したことにより、A保有株を遺言によって取得した。Xの子BはXに対し、相続について遺留分を主張請求した。Y社は、総会を開催し、Xに対し、夫からの相続株式の売渡請求することに関する所定の決議を行った。なお、定款には、売渡請求についての定めがあった。

Xの主張は、本件株式は、Bの遺留分侵害額請求によりXとBとの準共有状態となっているから、売渡請求の相手方は準共有者全員でなければならないのに、準共有者の1人であるXに対してのみ売渡請求をする決議は、定款規定に反し総会決議の取消原因となる、とした。

〈第一審判決〉は、定款規定が株式準共有者の一部の者に対する売渡請求を排除する趣旨のものとは認められないし、本件株式の売渡請求の根拠規定である会社法174条ないし177条の規定によても、株式の準共有者の一部の者に対して売渡請求することが法律上禁止されているとは解されない等として、Xの請求を棄却した。

そこで控訴審では、Xは持分割合の不特定を問題とした。すなわち、株式売渡請求制度の手続に関する会社法175条1項1号および176条1項によれば、株式会社が売渡しの請求をしようとするときは、株主総会の決議によって請求する「株式の数」を定めなければならないが、本件のように数名の準共有状態となり、その持分割合が確定していない株式については、準共有者の一部の者に対して売渡請求をしようとしても、「株式の数」のみならず、持分割合を定めることができない等を指摘して、相続人全員を相手に売渡請求の株主総会決議をすべきであると主張した。

〈控訴審判決〉は、第一審判決の理由を全面的に引用した上で、「株式の数」は最終的に確定した持分割合の限度で有効なものとして定めることができるとの解釈され、また、株式の売買価格決定の申立てがされた場合、裁判所は1株当た

特別寄稿

りの価格を定めれば足り、これに最終的に確定した持分割合を乗ずることにより売買価格が確定するとして、Xの控訴を棄却した。そして、上告および上告受理の申立ても斥けられた。

【判例要説】

立案担当者も本件判例の立場と同じく、一部の共有者に対する売渡請求も可能としている。そして、立案担当者は、遺産分割の結果として、特定の相続人が遺産たる譲渡制限株式の全部を取得することもありうるが、当該株式を発行する株式会社が、そのような事態に備えて、遺産たる譲渡制限株式の全部について、会社法176条1項の規定による売渡請求をしようとするときは、①すべての相続人を対象として、各相続人が有する共有持分のそれぞれについて売渡請求する旨を株主総会の特別決議により定めた上で、②各相続人に対して売渡請求をすべきこととなると説明される。⁽⁴⁾

共有者の一部への売渡請求も可とする立場に対して、相続人全員を相手に売り渡し請求すべきとする反対意見も有力である。その背景として、遺産分割以前は、相続財産たる株式は相続人によって共有されているので、共有持分は売渡請求の対象とはならないから、相続人全員を対象として売渡請求するほかないとされる。確かに遺産分割までは各自の持分は確定しないが、共有不動産については各自の持分を処分できるのに、なぜ共有株式では認められないのか。

この疑問については、不動産と異なって、株式については持株比率によって株主権として得られるものが異なるので（コントロールプレミアム）、法定相続分で按分して各々に処分を認めるのでは、少なくとも相続人の一部にとっては不利益となる可能性もあり、場合によっては会社にとっても、支配権者を失う等のデメリットがありうるとして、全員に対して売渡請求をした上で、二度手間になってしまっても、後で好ましい相続人に自己株式を付与するのがよいと説明されるのであろう。ただし、会社法461条1項5号の財源規制があるため、全員一括の買取りには一定の制約があり、しかも、相続人全員の議決権が排除されるため、少数派による多数派の排除も危惧されるが、この危惧には定款による事前の対応も可能である。

以上、立場は二分されるが、会社法174条以下では、決定的な根拠が見当た

らない。いずれの方向が実務界の要請に応えうるか。一括請求も個別請求も認めて決議の瑕疵を避けるのが、実務界は歓迎するかもしれないが、判例は、本件事案については、一部の共有者に対する売渡請求もできるとするに留まり、常に個別の請求を求めるのか否かは明らかでない。

2 関連判例

上記の基本判例に関連して、相続人等に対する売渡請求に基づく「株主地位の移転時期」に関する札幌地判平成29年8月21日、札幌高判平成30年1月30日、最決平成30年10月5日（出典：ウエストロー・ジャパン）を一瞥しておこう。これは、株主地位の移転が、売渡請求がなされた時点で生じるのか、売買価格が決定する時点で生じるかが争われた事案であるが、下級審は共に、「売渡請求の時点で売渡請求の相手方は株主としての地位を失う」と判断したため、原告が最高裁に上告したが上告不受理で判例は確定した。事実関係は省いて、下級審の判旨だけ紹介する。

〈第一審〉においては、この株式売渡請求については、当該株式会社はいつでも売渡請求を撤回することができる（会社法176条3項）、請求を受けた株主は、売買価格について当該株式会社と協議をするか、請求があった日から20日以内に、裁判所に対し売買価格の決定の申立てをするかのいずれかとされているが（同法177条1項、2項）、当該株式会社が株式売渡請求をした後、売買価格について協議が整うまでの間、あるいは裁判所が当該株式会社の資産状態その他一切の事情を考慮して売買価格を決定するまでの間（同法177条3項）、売渡請求の相手方を株主として扱い、株主としての権利行使を認めなければならないとしたのでは、上記制度趣旨に反する結果を招くことになるから、売渡請求がなされれば、その時点で売買契約が成立したものとみなし、相手方は株主としての地位を失うと解するのが相当であるとした。

また、原告らは、売買契約の成立には、その要件として売買価格の決定が必要であり、株式売渡請求も売買価格の決定を停止条件とするものと解釈されるべきであり、売買価格の決定がない以上、売買契約は成立せず、原告らは株主としての地位を失っていないと主張したが、会社法の定め方からすると、株式

特別寄稿

売渡請求の制度は、財産権を移転し、代金を支払うものではあっても、民法555条が定める通常の売買と同視すべきものではなく、売渡請求によって相手方は株主としての地位を失い、その後それを填補するものとして、売買価格についての協議、決定、支払がなされることを予定したものと解するのが合理的であるとして、原告らの主張を排した。

〈控訴審〉においても、会社法177条3項は、裁判所が売買価格を決定するには、売渡請求の時における株式会社の資産状態その他一切の事情を考慮するものとし、売渡請求時における価格を定めるものとしているのであるから、売渡請求時に売買契約が成立すると解するのが同項にも整合的であるとした。また、売買価格が決定するまでの間、売渡請求の相手方を株主として扱わなければならぬとした場合、中小企業の事業の継続に悪影響を及ぼすことを防ぐことを目的として立法された会社法174条以下の「相続人等に対する売渡しの請求」の制度の趣旨に反する結果となることは原審のとおりであって、その制度趣旨からみても、売渡請求をもって売買契約が成立したものとみなし、売渡請求の相手方は株主としての地位を失うと解するのが相当であると判示した。

上記判例について、簡単にコメントしておくと、本判決が登場するまでは、相続人に対する売渡請求がなされた場合、株主の地位が移転する時期については、2つの考え方がありえた。すなわち、株主地位が移転するのは売渡請求がなされた時点と解するか、それとも売買価格が決定した時点とすべきか（あるいは売買代金が支払われた時点か）である。すなわち、売渡請求が形成権であることなどを理由に売渡請求がなされた時点で会社は株式を取得すると解して、本判決と同一の結論を導く見解もありうるが、それでは当事者の合理的意思に反するとして、株主地位の移転時期を売買価格の決定時や売買代金の支払時と解する見解もありうる。

このような中にあって、本判決は、売渡請求制度の趣旨を徹底する立場を採用した。すなわち、仮に売買価格が決定されるまでの間、売渡請求の相手方を株主として扱うことを要し相手方に株主としての権利行使を認めなければならないとしたのでは、売渡請求制度の趣旨に反する結果を招くとして、売渡請求がなされた時点で相手方は株主としての地位を失うと判示した。しかし、売買

相続による準共有株式の議決権行使と売渡請求

代金の支払も金額の確定もない段階で、一方的に売渡請求されることで売買契約が成立したものとみなされ、株主の地位が移転するというのでは、譲渡株主としては納得がいかないということもできる。したがって、本判決の当否については、今後も議論は残されるであろう。

III 準共有株式の議決権不統一行使

1 会社法106条の趣旨

相続の場合に限らず一般に株式の準共有については、会社法106条で認められており、同条は「議決権行使の方法」について定めている。準共有状態の株式の権利行使に関して、会社法106条は、「株式が二以上の者の共有に属するときは、共有者は、当該株式についての権利を行使する者一人を定め、株式会社に対し、その者の氏名又は名称を通知しなければ、当該株式についての権利を行使することができない。ただし、株式会社が当該権利を行使することに同意した場合は、この限りでない。」と規定している（なお、持分会社については会社法608条1項・5項）。実務上問題となるのは、①権利行使者の指定方法とその権限、②会社側が権利行使に同意する条件は何かである。このような会社法106条をめぐる解釈論を実務上避けるには、事前に遺言書を残しておけばよいといえるが、実際には遺言書を書かない傾向がみられるようである。そして、以下のような議論もある。

会社法106条では、共有の場合、そのままでは権利行使ができず、共有者は権利行使者1人を定めて、会社に通知することが要件とされている。これは、①会社の「事務処理の都合」と一般に説明されているが、同族的な閉鎖会社では事務処理の都合という理由だけでは説明がつかない。そこで、本条の趣旨は、事務処理の便宜のためだけではなく、②「株式共有者の保護」のためもあるといえる。非公開・同族会社は株主数も僅かで必ずしも事務処理が煩雑になるとはいはず、株式共有者の保護という趣旨も付加することで説明が成り立つ。つまり、権利行使者の指定と通知を要件とし、多数派（会社側）が都合よく任意に議決権行使者を指定するのを防止することは、共有者の保護とりわけ少数

特別寄稿

派の保護になる。さらに、③権利行使者を通じた「議決権の不統一行使」を認めることで共有者が保護される。以上、会社法106条の解釈運用は、相続をめぐる紛争の早期決着に配慮すべきである。⁽⁵⁾

なお、権利行使者の資格要件について、権利行使者は共同相続人の中から選ぶものと一般に解されているが、ドイツ法を参考に、行為能力者であれば中立の第三者でもよく資格に制限はないとする異論も一部はある。しかし、ドイツ法で議論されている場面が権利行使者の場面に適合するかについては疑問もあり、第三者から選ぶ必要性も認めがたく、とくに相続に第三者が参加することで、余計に混乱が生じないかが危惧される。したがって、権利行使者は共同相続人の中から選ばれるのが妥当といえる。

2 権利行使者の決定

(1) 民法の共有規定との関係

議決権の行使について、民法の共有規定の類型によれば、それが共有物の「管理」に該当するとみれば、権利行使者の決定は共有持分の「過半数」で行うこととなり（民法252条本文）、権利行使者は「各共有者の指示に従って議決権行使をする義務」を負うこととなる。これを共有物の「変更」とみれば、「全員一致」を要求することとなる（民法251条）が、全員一致は現実的ではない。また、共有物の使用と同じく共有者の持分に応じた議決権行使は共有者の本来的な権利とみれば（民法249条）、本来、共有者は各自の持分に応じて議決権行使をすることが可能となる。しかし、それを実行すれば会社の事務処理が煩雑となるので、権利行使者を通じて権利行使をするよう求めていると理解することができる。これによれば、各共有者は自己の持分については、「権利行使者に対し自己の指示に従って行使するよう請求できるとともに権利行使者は応じる義務がある」ということになる。この見解は、持分権者にはリスクに見合ったコントロールを認めるべきであるとするもので支持できるが、この段階での持分は遺産分割の前であって、いまだ株式持分の行方は確定していないことに留意しておくべきである。

相続による準共有株式の議決権行使と売渡請求

(2) 権利行使者の権限

権利行使者の権限に制約があるか。これに関して最判昭和53年4月14日民集32巻3号601頁は、「有限会社において持分が数名の共有に属する場合に、その共有者が社員の権利を行使すべき者一人を選定し、それを会社に届け出たときは、……共有者間で総会における個々の決議事項について逐一合意を要するとの取決めがされ、ある事項について共有者の間に意見の相違があつても、被選定者は、自己の判断に基づき議決権を行使しようと解すべきである。」とした。つまり、「権利行使者は自己の判断で権利行使することができ、内部的な制限は会社に対抗できない」としている。これによれば、共同相続人間で権利行使につき内部的な取り決めがあったとしても、それは会社に対して対抗できない趣旨と理解されるが、例外なくこれが徹底されると問題が生じる。したがって、権利行使者が共有者の指示に反したことについて会社が悪意の場合は、そのことをもって会社に対抗できると解するのが妥当である。非公開会社にあっては、会社の悪意は認定されやすい。なお、共有の内部関係については、基本的に民法249条以下の共有規定によって決することになる。

(3) 少数株主の保護

権利行使者の決定は、可能であれば、共有者の「全員一致」によるのが望ましいが⁽⁷⁾、共有者の全員一致で権利行使者が決まらないときに備えて、持株数の「多数決」による決定を認めるのが現実的である。ただし、多数決で足りるとなれば、少数派の権利が保護されないという問題も生じる。少数派の保護に関しては、会社法106条但書によって、会社が任意に特定の者を権利行使者として認めてよいかが問題となるが、仮に会社の任意で権利行使者を決められとなれば、同族の中小会社では、会社=代表者=相続人の一人という構図になつていることが多いため、代表者ではない共同相続人の意向が反映されないと不公平な結果を招く危険があり、とくにこの場合は議決権の「不統一行使」を認める必要性が高い。

3 会社法313条3項の解釈

共同相続人は、会社法106条の権利行使者に全権を委任したと理解してよい

特別寄稿

ものか。とりわけ、過半数で権利行使者を指定できると解した場合に、少数派の保護をいかにして図るかが問題となる。少数派からすれば、権利行使者を通して自己の株式持分について自分の指示による議決権行使を求めたいところである。会社法313条3項の解釈として、会社はこのような不統一行使を拒否できるか否かが問題となる。権利行使者は共有者の指示に従う義務があるかどうかについては、民法249条1項が「各共有者は、……その持分に応じた使用をすることができる」と規定しており、同条以下の共有規定に係る解釈問題も関係する。

会社法313条1項によって「議決権の不統一行使」ができる典型例は、株式信託の引き受けなど株主が「他人のために株式を有する」場合（同条3項）を念頭においているものと解される。信託であれば、受託者が法律上株主となるため、信託会社が受益者の意向によって議決権を行使するためには必然的に不統一行使を認めることとなるが、共有については議論がある。かつては、共有者の決議で統一した意思決定が可能であることを理由に、この場合は不統一行使を認める必要がないとする見解もあったが、現在は共有についても不統一行使を認めており、これが妥当というべきである。

そこで、会社法313条3項のいう「他人のために株式を有する者」の意味が問題となる。これは、実質上の株主と名義上の株主とが異なる場合に、実質上の株主に権利行使させるのが妥当であると解されるが、これには共有株式の代表者も該当する。株式保有についてリスクを負担するという点では、共有者も信託の受益者と同じであり、信託に不統一行使を認めるのであれば、共有にも認めない理由は見出せない。⁽⁸⁾ただし、相続による共有につき遺産分割協議の前に議決権の不統一行使を認めると、「不統一行使」と後の「遺産分割」との結果とが異なるといった事態も生じうるが、これはやむをえないであろう。

4 不統一行使の必要性

議決権の不統一行使について、その必要性を積極的に論じる仲見解の骨子は、⁽⁹⁾以下の通りである。すなわち、①円滑な事業承継の実現にとって、各準共有者による不統一行使を認めるのが望ましいこと、②相続人等に対する株式売渡請

相続による準共有株式の議決権行使と売渡請求

求制度の運用上、個別に売渡請求させるためには、各準共有者による不統一行使の主張を認める必要があるとした。とくに②の理由が重要といえる。

そして、同見解では、相続人等に対する株式売渡請求制度の運用にとって、不統一行使が必要である理由を次のように説明される。⁽¹⁰⁾ すなわち、株式売渡請求制度の目的達成には、各共同相続人ごとに、会社にとって好ましい者か否かの判断が必要となり、また、会社が共同相続人全員を相手方として、一括して売渡請求をしようとすると各共同相続人は、他の共同相続人を相手方とする売渡請求についても、その議決権の行使ができない。したがって、共有株式の売渡しを求める場合には、会社は、各共同相続人を相手方として、それぞれの共有持分について個別に売渡請求をしなければならない。ところが、そのような個別的売渡請求を認めた場合には、株式共有者の一部が議決権排除の対象となるので、排除の対象外である共有者の議決権の適切な取扱いに窮する。そこで、このような技術的な困難を回避しつつ、各共同相続人を相手方として個別的な売渡請求を求めるという解釈論を採用するのが望ましく、不統一行使の主張を認める解決を採用することになる。これによって、議決権排除の対象となっている共有者の指図に基づく議決権行使と、対象外の者による指図に基づく議決権行使とを区別できるので、排除の対象となっている議決権行使だけを排除することができるとした。

以上が、株式売渡請求制度の運用にとって「不統一行使」が必要となる理由の説明である。これに対しては、浜田教授による次のような批判がある。確かに、共有株式の議決権不統一行使を前提とすれば、扱いに困る事態にはならないが、だからといって売渡請求の相手方が共有持分権者であってよいことにはならず、一部の共有持分権者のみに対して売渡請求をすることは許されない。そもそも、会社が売渡請求をする際には、相続人が相続で取得した株式のすべてを対象とすべきであると考えるからであるとする。この結論の前提として、遺産分割以前は、相続財産たる株式は相続人によって共有されているので、共有持分は売渡請求の対象とはならないから、相続人全員を対象として売渡請求するほかないとの指摘がある。⁽¹¹⁾ 確かに遺産分割までは各自の持分は確定しないが、同じように持分が確定しない段階であっても、たとえば共有不動産につい

特別寄稿

ては各自の持分を処分できるのに、なぜ共有株式では認められないのかという素朴な疑問が残りそうである。

なお、立法論であるが、売渡請求について名義書換が前提となっていない現行法に問題があるとの重要な指摘もある。これを敷衍すれば、名義と連動しないため、以下のような議論が生じる。すなわち、名義書換がなされていない場合、①175条1項2号が「株式を有する者の氏名」としているので、名義書換前であってもすべての共同相続人を相手としなければならないとする解釈、あるいは、②この場合は126条4項が類推適用され、会社は共同相続人の一人に対して売渡請求をすればよいという解釈の可能性もある。①では、会社が共同相続人すべてを把握できない場合に障害となり、②の解釈では、会社が一部の共同相続人のみ相手に手続を進めてしまい、他の共同相続人の保護に欠けるという点が問題となる。⁽¹⁴⁾

5 不統一行使を認める理論構成

議決権の不統一行使について、詳細に理論展開する浜田見解は、以下の通り説得的である。会社法106条に関して、自ら提唱する「共有株式議決権不統一行使説」によれば、株式共有者は、その内部関係にあっては、各人がその共有持分に応じて、共有株式の議決権行使することができる。したがって、遺産未分割の間に開催される株主総会において、共同相続人は各人の持分に応じて賛否棄権の意思表示をすることができ、議決権行使者は各人の指示通りに議決権行使する義務を負う。

その結果、対会社関係においては議決権行使者は議決権を不統一行使することになり、会社は不統一行使を拒むことはできない。議決権行使者が「内部的な指示」に反して議決権行使をしたときは、議長の悪意・重過失が主張・立証される限り、その議決権行使は無効となる。そして、「議決権当然分割帰属説」は、共同相続株式は遺産分割の前は「準共有」状態にあるとする判例・通説を維持した上で、遺産分割前に開催される株主総会で行使される具体的な議決権は、各自の相続分に応じて共同相続人の各人に帰属しているとし、「株式の共有と議決権の共有」を不離一体のものと考える必要はないとされる。⁽¹⁵⁾

IV 株式相続人に対する売渡請求

1 売渡請求制度の目的と問題点

相続により譲渡制限株式を取得した者に対し、当該株式を会社に売り渡すことを請求することができる旨を定款に定めることで（会社法174条）、株式の取得者に対して株式の売渡を請求することができる（会社法176条1項）。これによって、会社支配権を集中させることができるが、この制度を活用するには、株主総会の特別決議をもって定款変更（会社法174条・466条・309条2項11号）を行う必要がある。この場合、定款には、「当会社は、相続その他の一般承継により当会社の株式を取得した者に対し、当該株式を当会社に売り渡すことを請求することができる」等と記載することとなる。とくに議論となる点は、法定相続人が複数いる場合、遺産分割がなされるまでは相続株式は相続人の準共有状態にあるから、「売渡請求の対象は理論上すべての相続人とすべきである」と説明される部分である。その実質的由は、準共有株式を一括請求の対象とすれば、おそらく遺産分割の前後で各自の株式数に齟齬が生じた場合に対応しやすいということであろう。

相続人に対する株式売渡請求制度には問題点もある。現経営陣である取締役の中に後継者と対立する者が存在する状況で、オーナー経営者が死亡し相続が生じた場合、売渡請求をするための株主総会で「後継者は議決権を行なえない」（会社法175条2項）ため、後継者に対立する取締役と株主が結び付け、少数派によって、相続人たる後継者に対し売渡請求がなされる危険があり、本制度導入に当たっては会社役員や株主構成を考慮する必要がある。なお、会社法175条の総会特別決議で、新株主が「会社にとって好ましい者」であるかどうかは既存株主が審査するため、売渡請求の相手方（株式相続人）である株主の議決権排除が正当化されると説明されるが、この論拠では、相続による株式取得者が複数いる場合に、「売渡請求の対象となっていない相続人は議決権を行なえる」という点を説明するのが困難となる。そして、売渡請求をするための株主総会で「株式相続人は議決権を行なえない」とする会社法175条2

特別寄稿

項には問題があるとして、立法論としては再検討すべきであるとする学説が増えてきた。⁽¹⁶⁾このような立法論は根強いが、相続株式の売渡請求の場面においては、無能な相続人（多数派株主）を会社から排除するのが合理的といえる場合も予想され、この立法論をすべての場合に支持できるかについては、慎重に検討すべき課題もある。

2 相続株式売渡請求の方法

相続株式売渡請求は、共同相続人全員に対して請求する場合でも、各共同相続人ごとに個別になす必要があるとの仲見解によれば、⁽¹⁷⁾その必要理由として、①会社にとって好ましくない者を排除するには、各共同相続人ごとに、その者について個別に判断する必要があること、そして、②共同相続人全員を相手方として一括して売渡請求をしてもよいと考える場合には、会社がそのような売渡請求をしようすることによって、各共同相続人は、他の共同相続人を相手方とする売渡請求についても、その議決権行使することができないことになるからである、と説明される。

これに関して、準共有者一部の者に売渡請求を認めた場合は、会社と他の共同相続人とが株式を準共有することになるが、そうなると会社が保有する自己株式の権利停止に関する会社法308条2項等の適用をめぐる問題を生じ、会社法はこのような準共有を想定していないとの指摘もみられる。⁽¹⁸⁾しかし、準共有状態は、会社が他の共同相続人に対して、民法256条の共有物分割請求をすることで、解消されるとの反論もなしうる。

仲見解に対しては、さらに詳細な批判もある。⁽¹⁹⁾すなわち、会社が、共同相続人を相手方として個別に売渡請求をするとなると、①会社は売渡請求する順番を操作できることとなり、総会決議の成否に影響する恐れがある。これを防止するためにも、会社は「共同相続人全員を相手方」として一括して売渡請求をしなければならないと解するほうがよいと反論される。さらに、相続人等に対する株式売渡請求制度の趣旨は「会社にとって好ましくない者」が、相続等の一般承継によって株主となるのを防止することにあるとした上で、②「会社にとって好ましくない者」を決定する方法が問われ、具体的には、それを決定す

る機関について提案する。現行制度が採用しているのは、株主総会の特別決議によるもので、特別利害関係人の議決権が排除される（会社法175条2項・309条2項）が、これを改めて、「相続人も含めた株主総会の普通決議」（会社法309条1項）によるべきであるとの立法論が示された。

確かに、①一括して売渡請求することを要件にすれば、総会決議の成否に対する影響を避けることができるという意味では魅力的な見解である。ただ、現行法を前提とすれば、相続クーデターの問題が生じうる。②「会社にとって好ましくない者」を決定する方法に関する立法論には興味深いものがある。相続人等にも議決権行使を認めることで、閉鎖会社の実情に沿った株主構成を維持できるとの指摘は、古くからみられた。⁽²⁰⁾ そして、1986（昭和61）年商法改正試案においても、売渡請求の決定機関を株主総会とされていた理由について、株主・社員の構成に関わる問題は「相続人も加わった株主・社員が自ら決定するのが適当」と考えられていた。⁽²¹⁾

3 売渡請求の方法に最適解はあるか

いずれにも一長一短あり、特に限定のない規定ぶりからは、いずれとも断定できない。「共同相続人全員を相手方」として一括して売渡請求することが要件とされると、現行法では共同相続人全員が議決権行使できないため、「少数派による悪いタイプのクーデター？」を招来しかねない。また、「各共同相続人ごとに個別」に売渡請求をなす必要があるとされると売渡請求を受けない相続人は議決権行使をすることができるため、議決権行使のできる相続人が売渡請求をされた相続人と結び付けば、持ち株数によっては売渡請求を否決することもできる。会社法の規定ぶりと安定的な実務も考慮すれば、売渡請求の方法は一括請求か個別請求かに限定せず、任意な方法に委ねるのが妥当であるといえるのではなかろうか。⁽²²⁾

なお、少数派による相続クーデターは、常に悪いことと決めつけるのは、慎重に判断すべきである。一口に相続クーデターといっても、それが会社にとって望ましい場合もありうる。たとえば、経営意欲もその能力もない相続人が圧倒的多数の株式を相続した場合、他の相続人の中に経営手腕のある者がい

特別寄稿

るような場合、売渡請求によって、無能な相続人を会社から排除するのが合理的ともいえそうである。相続クーデターという表現を早くから用いてきた実務家も、このことは認められる。⁽²³⁾しかし、良いか悪いかの判別は容易ではない。経営手腕も意欲もない相続人（大株主）を排除するのが企業の利益になるとしでも、被相続人の意思に反するという問題もあり、さらに、能力をどのように判断するかも問われる。

4 売渡請求制度の法的リスク

多数派である相続人が、少数派株主に追い出されるという売渡請求制度の問題点は、本制度施行前から、多くの指摘がなされていた。⁽²⁴⁾しかし、これに対しては有効な法的対応が見出せないため、仕方がないと割り切らざるをえまいとする意見もある。⁽²⁵⁾確かに、これに対する対応策は容易に見出せない。

仮に経営能力のない相続人を排除するのが本制度の本旨だと理解すれば、相続人が多数であるか少数であるかは問題とならない。相続クーデターが常に悪いと言い切れず、とくに、無能な多数派相続人が経営に関与するのは、会社にとって致命的となり、多数派株主を排除するのが会社の利益となる場合もある。この場合は、会社にとって好ましくない株主と評価することもできる。しかし、その判断が容易でない。相続人株主が客観的にみて無能であっても、被相続人であるオーナー株主からすれば、期待できる相続人経営者にみえるというのは、世の中に珍しいことではない。

（1）問題となる想定外のケース

たとえば、全発行株式の90%を保有する大株主の創業者社長Aが、共同経営者Bに発行済株式総数の10%の株式保有を認めたところ、Bよりも先に創業者社長Aが亡くなった場合に、少数株主であるBの支配下にある会社が、この制度を逆手にとって、創業者社長Aの相続人に株式の売渡しの請求をする場合である。Bの支配下にある会社が、Aの相続人に株式の売渡請求をすれば、Aの相続人は株式売渡請求に応じなければならない（会社法175条2項）。この場合、仮に現行法と異なって大株主Aの相続人に議決権を認めれば、売渡請求は否決される余地があり、それを武器に価格を不当につり上げるという濫用の危険も

生じる。

さらに、株式売渡請求に係る法的リスクは、創業者社長Aの生前において定款に会社法174条の定めを置いているケースに限定されない点にも留意すべきである。立案担当者の解説によれば、「相続後の定款変更」に基づき相続人に對して当該株式の売渡請求をすることも可能であるとされているが、これでは不意打ちになる危険がある。⁽²⁶⁾

(2) 法的リスク回避策

(a) 黄金株

経営者の生前に、後継者に会社法108条1項8号の「譲渡制限付拒否権付種類株式」(黄金株)を発行しておく方法がある。後継者が黄金株を保有していれば、相続人に対する売渡請求に関する株主総会とは別に種類株主総会の決議が必要となるため、この種類株主総会の決議によって売渡請求決議を拒否することができる。そこで、これは実務的には有効な方法と評価されている。

(b) 持株会社に保有させる方法

株式売渡請求の対象となるのは、被相続人たる創業者社長A個人の株式であるから、Aの株式のうち一定の株式を持株会社に間接保有させておけば、相続が発生しても、相続人はその保有部分について議決権行使することができるとの見解もある。ただし、保有主体が別人であっても、相続の直前に持株会社を設立すれば、A個人の株式と見做されるという危惧はないのであろうか。

(c) 定款自治

売渡請求制度を定めている定款の規定中に、たとえば、「相続する株式が発行済株式総数の25%以下の場合にのみ売渡請求することができる」等の条件を設けておく方法もありうる。これで、オーナー株主が少数派によって追放される相続クーデターは防止することができ、これを現時点で最も有望な対応策と評価する見解もある。⁽²⁷⁾

なお、「定款自治の範囲」に関する会社法29条の解釈について、立案担当者は「定款に別段の定めがある場合は、この限りでない」等の明文がない限り、一切修正を認めないとしているが、会社法の趣旨に反しない限り、定款で別段の定めをすることは許されると解する余地もあるう。⁽²⁸⁾

特別寄稿

以上その他に、(d)生前贈与、(e)取締役会メンバーの過半数を身内で固める方法、(f)支配株主の株式を譲渡制限株式にしない方法、(g)取得条項付株式の活用、さらには、(h)株券発行会社とする方法もある。つまり、株券発行会社の場合は、株式売渡請求は株券の交付をしなければ効力を生じないため、株式売渡請求に対抗して、その可否はともかく、株券を引き渡さないという方策も考えられようか。

V 財源規制と一部売渡請求

1 財源規制違反の自己株式取得の効力

立案担当者は、自己株式取得後の法的安定性を図るため、自己株式の取得自体が直ちに無効となるものではなく、当該相続人は、会社が取得した当該譲渡制限株式の返還を求ることはできないと解している（有効説）。その上で、当該相続人が会社法462条1項による法定の責任を履行したときは、民法422条の類推適用により、会社法176条1項による売渡請求に基づいて、会社が取得した当該株式について代位するものと解しうるものとする。⁽³²⁾さらに、敷衍して次のように説明される。自己株式取得を無効とすれば、譲渡人の対価の返還と会社による株券の返還は不当利得に基づくものであるため、両者は同時履行の関係となる。そうすると、会社が自己株式を処分していれば、対価の返還を譲渡人に請求できなくなる。そこで、立案担当者は、株券の返還と対価の返還が同時履行の関係に立つのを避けるため、自己株式の取得を有効とした上で、譲渡人の対価返還義務を法定責任とした。

これに対して、学説は、善意の譲渡人には会社は無効を主張できないとする相対的無効の見解も少なくないが、⁽³³⁾基本的に善意・悪意といった主觀を問わない絶対的無効と解する見解が多く見受けられる。⁽³⁴⁾相対的無効説では主觀の立証に実務上も困難を伴い、法的安定性を欠くことが危惧されるからである。そこで、取引安全を重視して学説の中には、有効と解する見解もある。⁽³⁵⁾

財源規制違反の自己株式取得の効力を無効とする多くの学説の理由は、次の通りである。すなわち、①法令違反の手続は無効であり、無効な決議に基づく

会社の行為も無効であること、②財源規制違反の自己株式取得には、違法行為を有効とするためのいかなる理由も認められないと指摘される。これに対して、無効説は有効説への反論としては十分な説得力を欠くとの指摘があることにも留意すべきである。⁽³⁶⁾この指摘によれば、前者の理由については、無効な決議に基づく行為や会社法違反の行為であっても、取引の安全などを理由として有効や相対的無効と解される余地はあるとし、後者の理由については、財源規制違反の危険を譲渡人に負担させること自体の当否について検討を要し、有効説は対価返還の確実性に優れていると指摘される。しかし、これらを指摘した来住野見解は、立法論に留まっており、有効説に踏み切るのもなさそうである。そして次のように、この問題の本質を把握される。立案担当者の見解（有効説）と学説（無効説）は、財源規制違反の危険負担のあり方と自己株式取得行為の捉え方に根本的な違いがある。立案担当者は、財源規制違反の危険は株主が負担すべきで、違反した自己株式の取得について、譲渡人たる株主は対価を返還しなければならないという価値判断を前提とするが、学説は、自己株式は会社と株主間の取引であるから、違反した自己株式取得の効果は、当事者間の利害調整に基づくとの価値判断を前提としている。

これらを確認した上で、同じくこの論者は、規制に違反した自己株式取得につき、無条件に株主に対価全額の返還義務を負わせるのは不当で、立法に重大な問題があると指摘し、さらに、株主は分配可能額の範囲内か否かを知るのも容易でないのに対し、取締役は適法な自己株式取得について義務を負うから違反した責任も取締役が負担すべきである。したがって、財源規制違反の自己株式取得も有効であり、取締役の責任をもって対処するのが理論的な帰結と結論づけ、会社法462条に関する立法論としては、株主の返還義務は剩余金配当の場合に限定すべきであるとした。

上記の来住野見解には興味深いものがあるが、本稿の課題である「相続株式の売渡請求」の場面でも、有効説が妥当するかは慎重に検討してみなければならない。一般論としては、自己株式は会社と株主間の取引行為であるが、売渡請求の場面は、株式相続人の同意がなくても、会社によって強制的に買い取られるという点で重大な違いがある。これが通常の取引であれば株主は有効であ

特別寄稿

ることを期待するが、意に反して会社に売り渡す場面では、基本的には無効という結果を望むのが常であろう。仮に有効とされると、財源規制違反を根拠に譲渡人株主は無効を主張して争いに発展しかねない。そうであれば、財源規制違反の自己株式取得について仮に有効説を採用するとしても、売渡請求の場面では例外的に無効と解すべきではないか。なお、財源規制の適用についても、会社法に例外規定はある。それは会社として不可避な事情で自己株式を取得する場合であって、財源規制の適用を受けずに自己株式の有償取得が認められる例として会社法155条に列挙されている。その一例として、たとえば株式会社が他社の株式を保有していたところ、当該他社の行う現物配当として自己株式の交付を受ける場合（会社法155条13号、会社法施行規則27条2号）がある。

ところで、財源規制違反の分配の効力も有効と解した田中見解は、会社法の条文が行為自体の有効性を前提に立案されていることを認め、そのような解釈で特段の不都合はないとしたうえで、仮に無効説に立てば、次のような問題があると指摘する。すなわち、①財源規制違反の現物配当がされたとき、当該配当財産の所有権が各株主に移転せず、当該配当財産の転売取引の安全を害する恐れがあるし、②財源規制違反の自己株式の取得が行われた場合、当該株式の売主は、会社法462条1項の義務を履行しなくとも、当該株式の株主のまとまるため、会社が取得した株式を処分した場合は、その効力にも問題が生じる。これらを避けるには、有効説のほうが簡明な解決を導きうるとし、有効説に立つとしても、財源規制違反の分配を受けた者は462条1項の適用を受けると主張する。⁽³⁷⁾

なお、相続株式の売渡請求に基づく自己株式取得という場面に限定したうえで、有効説を主張した実務家の立論を参考までに示すと、以下の通りである。無効説は、財源規制違反の自己株式取得について、自己株式取得の前提となる決議の内容が法令に違反し無効であるため、当該行為を行う法律上の根拠を欠くことを論拠としている。しかし、会社法176条1項に基づく株式売渡請求にあたっては、「請求する株式の数」（会社法175条1項1号）、「前号の株式を有する者の氏名又は名称」（会社法175条1項2号）を株主総会決議で定める必要があるが、株式売渡請求により取得する株式の売買価格を定めることは要求さ

れていない。その売買価格は当事者の協議によるか、裁判所の決定によって定まる（会社法177条1項、同条4項）。このため、売買価格が定まった後、結果的に株式の売買価格が財源規制に違反することになったとしても、前記の会社法176条1項に基づく株式売渡請求の決定にかかる株主決議自体は、法令に違反するものではなく有効である。したがって、無効説のいう自己株式取得の前提となる株主総会決議（又は取締役会決議）の内容が法令に違反し無効という主張は当たらないとした。この実務家の見解にも、一定の説得力があるといえよう。

このように、有効・無効（相対的無効も含めて）の対立があり、それぞれ一長一短があるが、会社法176条の売渡請求の場面については、すでに述べたように、いずれの立場を前提とするかに拘わらず、結論としては無効と解するのが妥当ではなかろうか。

2 一部売渡請求の可否

相続人が有する株式の一部について、売渡請求をすることが認められるか。売渡請求による自己株式取得にも財源規制が適用されるため（会社法461条1項5号）、会社が相続株式のすべてを買い取るのが無理な場合もあるので、一部売渡請求を否定する見解はほとんど見られないようである。その例外的な否定説は、一部売渡請求を否定する理由として、とくに非公開会社では、売渡の対象とならなかつた残部の株式について売却の機会が奪われてしまう恐れがあることを挙げる。⁽³⁸⁾ 一部売渡請求を肯定する見解は、上述の財源規制による制約に加えて、株式相続人が支配株主として会社に関わるのは好ましくないと判断しても、その者が少数株主として会社に留まるのであれば問題がないと判断される場合もある点を指摘する。⁽³⁹⁾

ただし、肯定説からも、否定説が挙げた理由と同様に、一部売渡請求を無制限に認めると、相続人が僅かな持株を保有したまま投下資本回収の機会を実質的に奪われることになりかねないと指摘されている。⁽⁴⁰⁾ 確かに一部売渡請求が認められるべき場合もありうるが、株式相続人保護の観点から濫用的な利用は許されべきでない。したがって、一部売渡請求には合理的な必要理由が求めら

特別寄稿

れ、会社側が財源規制に抵触するような状況ないのであれば、一部売渡請求をすべき合理性や必要性が基本的に認められないものと解すべきではなかろうか。

VI 今後の課題

(1) 実務界の反応

売渡請求制度について、複数の実務家に意見を求めた印象では、以下のように懐疑的な意見が目立つ。すなわち、相談があれば、会社法174条以下の売渡請求制度を勧めることはない。むしろ「黄金株」の利用等のほうが使い勝手がよい。事前に弁護士が関わるのであれば、株主間契約で譲渡問題の処理をすることも可能である。要するに、売渡請求制度はあまり使い勝手のいい制度ではないので、仮にこの制度が廃止されても実務上の不都合はない。クーデター問題が騒がれる割には、それに関連する裁判例が乏しいのは、この制度があまり使われていないことの証明であり、クーデターをする側も費用と労力の負担があることなどが原因なのかもしれない。今後の対策としては、中小企業の経営者に対して、遺言書作成、定款の整備を含めた事前の相続対策を弁護士として啓蒙していかなければならない。結局、本来は閉鎖会社でかつ親族間であっても複数人の出資がある場合、あるいは、そうでなくとも相続を見据える場合には、事前に株主間契約や黄金株等を含めた定款上の仕組みづくりが避けられないのに、その事前対応を怠るのは問題であるともいわれる。

確かに適確な事前対応で問題の発生を防止できるのも事実であるが、例えば、発行済株式総数の90%を保有する創業者社長Aが、共同経営者Bに発行済株式総数の10%の株式保有を認めたところ、Bが亡くなった場合に、見ず知らずの者がBの保有株式を相続したような場合に対処するには、売渡請求制度の存在が意味をもってくる。したがって、この制度の意義が完全に喪失しているとはいひ難いのも事実である。

(2) 株式相続人に対する売渡請求の方法

立場は二分されており、一部の準共有者に対する売渡請求も可能とする見解

相続による準共有株式の議決権行使と売渡請求

がある。そのうえで、遺産分割の結果、特定の相続人が遺産たる譲渡制限株式の全部を取得する場合に備えて、当該株式発行会社が、遺産たる譲渡制限株式の全部について売渡請求をしようとするときは、すべての相続人を対象として、各相続人が有する共有持分のそれぞれについて売渡請求する旨を株主総会の特別決議により定めた上で、各相続人に対して売渡請求をすべきとした。これに対して、相続人全員を相手に売渡請求をすべきであるとする見解は、遺産分割以前は、相続財産たる株式は相続人によって準共有されているので、共有持分は売渡請求の対象とはならないことを理由に、相続人全員を対象として売渡請求するほかないとされた。しかし、会社にとって好ましい相続人も排除することになるので、それを避ける対応が必要となる。そこで、売渡請求をした後に好ましい相続人に自己株式を割り当てればよいと説明されるが、会社法461条1項5号の財源規制があるため、そもそも全員一括の買取りには制約がある。しかも、相続人全員の議決権が排除されるため、少数派による多数派の排斥も危惧される。これについては、定款による事前の対応など対策もありうる。なお、前者の見解と異なり、全員一括の売渡請求であれば、遺産分割の結果、特定の相続人が遺産たる譲渡制限株式の全部を取得する場合などへの備えは不要となる。

ところで会社法174条以下の規定ぶりでは、いずれについても決め手がない。たとえば、別の場面ではあるが、179条では全員・全部と明記されている。全員一括売渡請求も個別請求も認めることで、決議の瑕疵を避けるのが安定的といえそうであるが、冒頭の判例の事案については、一部の共有者に対する売渡請求もできるとするに留まる。いずれの立場にも一長一短があり、特段の難点がなければ、売渡請求の方法は任意でよいという結論も視野に入りそうである。実務界には売渡請求制度は不要とする声も聞こえるが、株式の90%を保有する大株主の創業者社長Aが、共同経営者Bに10%の株式保有を認めたところ、Bが死亡して相続が発生した場合、株式分散を防止するため会社がBの相続人に対して、相続株式の売渡しを請求できるというのは想定された典型例であり、この場合には存在理由がある。問題を最小限に留める解釈運用をすることで、本制度は維持すべきであろう。

特別寄稿

(3) 財源規制と一部売渡請求

財源規制違反の自己株式取得の効力については、有効・無効の対立に加え、相対的無効の見解もあるが、いずれにせよ、会社による相続株式売渡請求の場面では、無効と解すべきであろう。相続人株主には請求に対して拒否する自由がないため、これは通常の株式取引ではない。そして、会社側にも財源規制違反となる請求を避けさせるため、財源規制違反となるような場合に限って、相続株式の一部についての売渡請求が認められるべきであろう。一部請求の可能な場面を限定することで、会社による濫用を防止することができる。

(4) 立法論

最後に立法論であるが、まず、売渡請求の方法および一部売渡請求について、現行法では規定がないため、実務界で混乱が予想される。これまでの議論の蓄積を踏まえて明文化するのが望ましい。次に、相続株式について売渡請求するための総会で「株式相続人は議決権を行使できない」とする会社法175条2項は再検討すべきとする意見も根強いが、これは売渡請求制度の趣旨を考慮して慎重に検討すべき点が残されている。さらに、株式発行会社サイドで相続人を把握できるような立法的配慮も必要である。たとえば、株主名簿とリンクさせて、会社は名簿をもとに対処すれば足りる環境を整備することも考えられる。とくに一部の準共有者に対する売渡請求も可能とするのであれば、遺産分割前の不安定な状況を軽減・解消する工夫も検討する必要がある。

[付記]

本稿は、2025年2月22日開催の第466回関西商事法研究会での報告をもとにしており、本稿の課題に関する訴訟も担当した弁護士による当日の質疑応答の内容も反映している。

- (1) 山下眞弘『事業譲渡および会社分割の法理と法務——円滑な事業承継をめざして』133頁（信山社、2023年）を参照されたい。なお、弁護士として相談を受けた経験によれば、労働問題も円滑な事業承継を妨げる要因のひとつであり、その実務上の問題については、山下眞弘=半田望編著『弁護士として知っておきたい労働事件予防の実務』274頁〔山下眞弘〕（第一法規、2024年）が詳しい。さらに、

相続による準共有株式の議決権行使と売渡請求

事業承継税制も無視できず、これについては、山下眞弘＝米倉裕樹編著『相続税実務のための“知らない”では済まされない相続法』244頁〔堀田善之〕（ぎょうせい、2023年）参照。

- (2) 三森仁＝鷺野泰宏「家族経営会社における円滑な事業承継の手法」家庭の法と裁判52号4頁、35頁（2024年10月）参照。
- (3) 実務ポイントについては、山下眞弘「相続株式をめぐる実務処理上の留意点——議決権行使と株式売渡請求」ビジネス法務25巻1号114頁（中央経済社、2025年1月号）を参照されたい。
- (4) 相澤哲編著『Q&A 会社法の実務論点20講』16頁（金融財政事情研究会、2009年）参照。
- (5) 菅原菊志『企業法発展論（商法研究II）』108頁（信山社出版、1993年）参照。
- (6) 大野正道『中小会社法の研究』132頁（信山社出版、1997年）、同『企業承継法入門』56頁（信山社出版、2001年）参照。
- (7) 全員一致を要件とする見解として、大野・前掲（注6）『中小会社法の研究』130頁参照。
- (8) 山下眞弘『会社事業承継の実務と理論——会社法・相続法・租税法・労働法・信託法の交錯』134頁（法律文化社、2017年）を参照されたい。
- (9) 仲卓真『準共有株式についての権利の行使に関する規律——事業承継の場面を中心に』402頁（商事法務、2019年）参照。
- (10) 仲・前掲（注9）336頁参照。
- (11) 浜田道代『株式が相続された場合の法律関係』323頁（商事法務、2021年）参照。
- (12) 加藤貴仁「事業承継の手段としての種類株式」ジュリスト1377号69頁（2009年）参照。
- (13) 浜田・前掲（注11）324頁参照。
- (14) 山下・前掲（注3）ビジネス法務25巻1号118頁参照。
- (15) 浜田・前掲（注11）179頁以下、195頁、206頁参照。
- (16) たとえば、松井智予「相続人株主の保護に関する会社法の構造」法曹時報71巻10号27頁（2019年）参照。
- (17) 仲・前掲（注9）332頁、401頁参照。
- (18) 来住野究「譲渡制限株式の共同相続人の一人に対する会社の株式売渡請求の可否」法学研究87巻12号131頁（慶應義塾大学、2014年）参照。
- (19) 浜田・前掲（注11）334頁、342頁以下参照。
- (20) 来住野究「新会社法における株式譲渡制限法制の評価」山本爲三郎編『新会社法の基本問題』44頁（慶應義塾大学出版、2006年）参照。

特別寄稿

- (21) 大谷禎男「商法・有限会社法改正試案の解説(6)」商事法務1083号29頁(1986年)参照。このような見解は、近年でも支持がある(早川咲耶「相続に伴う準共有株式の議決権停止」神作裕之先生・藤田友敬先生還暦記念『商法学の拓がり』190頁(商事法務、2025年)参照)。しかし、一般論としては特別利害関係人にも議決権行使を認めるのは納得できるが、本文でも述べたように、相続株式の売渡請求の場面(会社法175条2項)では、多数派である無能な相続人を会社から排除するのが合理的といえる場合も予想され、一般論における場面とは、必ずしも同日に語りえないのも事実である。
- (22) 山下・前掲(注1)『事業譲渡および会社分割の法理と法務』152頁参照。
- (23) 牧口晴一=齋藤孝一『中小企業の事業承継〔15訂版〕』224頁(清文社、2024年)参照。
- (24) 岩原紳作「自己株式取得、株式の併合、単元株、募集新株等」ジュリスト1295号40頁(2005年)、来住野・前掲(注20)44頁など参照。
- (25) 中村信男「譲渡制限株式の売渡請求制度と判例に見る問題点等の検討」早稲田商学438号103頁(2013年)参照。
- (26) 相澤哲=葉玉匡美=郡谷大輔編著『論点解説 新・会社法千問の道標』162頁(商事法務、2006年)参照。
- (27) 山下友信編『会社法コメントール4』121頁〔伊藤雄司〕(商事法務、2009年)参照。
- (28) 平野敦士「相続人等に対する株式の売渡しの請求の問題点」立命館経営学47巻5号101頁(2009年)参照。
- (29) 浜田・前掲(注11)341頁参照。
- (30) たとえば、相澤ほか編著・前掲(注26)『論点解説 新・会社法千問の道標』359頁参照。
- (31) 山下・前掲(注1)『事業譲渡および会社分割の法理と法務』61頁参照。
- (32) 相澤編著・前掲(注4)『Q&A 会社法の実務論点20講』20頁参照。
- (33) 相対的無効説には、たとえば、吉本健一「会社法における財源規制違反の剰余金の配当等の効力」阪大法学57巻5号1頁、7頁(2008年)ほか多数がある。
- (34) 絶対的な無効説としては、たとえば、江頭憲治郎『株式会社法〔第9版〕』263頁(有斐閣、2024年)ほか多数がある。
- (35) 有効説としては、青竹正一『新会社法〔第6版〕』183頁(信山社、2024年)、田中亘『会社法〔第5版〕』474頁(東京大学出版会、2025年)などがある。
- (36) 来住野究「自己株式取得・保有・処分規制の問題点と違法取得の効力」法学研究83巻7号58頁(慶應義塾大学、2010年)参照。
- (37) 田中・前掲(注35)『会社法〔第5版〕』474頁参照。

相続による準共有株式の議決権行使と売渡請求

- (38) 青竹・前掲（注35）『新会社法〔第6版〕』160頁参照。
- (39) 山下編・前掲（注27）『会社法コメントール4』123頁参照。
- (40) 酒巻俊雄=龍田節編集代表『逐条解説会社法第2巻株式1』460頁〔伊藤靖史〕
(中央経済社、2008年) 参照。